

令和5年度

定例監査結果報告書

西予市監査委員

西予監発第 47 号
令和 6 年 3 月 22 日

西予市長 管 家 一 夫 様

西予市監査委員 正 司 哲 浩
同 二 宮 一 朗

令和 5 年度定例監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による財務監査及び同条第 2 項の規定による行政監査を、令和 5 年度定例監査として西予市監査基準規程に準拠して実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので提出する。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象、期間	1
2	監査の範囲と着眼点	2
3	監査の実施内容	3
第2	監査の結果・意見	3
1	監査結果の概要	4
2	監査結果の詳細	4
	(1) 全体に共通するもの	4
	(2) 個別事項に関するもの	5
	総務部 税務課	5
	総務部 財政課	5
	産業部 農業水産課	6
	建設部 上下水道課	7
	消防本部 防災課	7
	教育部 教育総務課	8

令和5年度定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象、期間

(1) 監査の対象

公平性を期す観点から、原則として2年一巡ですべての課・室・事務局を選定し、それぞれが所管する事務事業を監査の対象とした。

(2) 監査の期間

監査の対象期間及び実施期間は、以下のとおり定めて実施した。

対 象 課	対象期間 (令和5年1月1日~11月30日)	実施期間 (令和5年8月28日~6年1月25日)
総務部 危機管理課	令和5年1月1日から 令和5年11月30日まで	令和5年12月25日から 令和6年1月25日まで
総務部 税務課	令和5年1月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月19日から 令和5年10月5日まで
総務部 財政課	令和5年1月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月19日から 令和5年10月5日まで
生活福祉部 市民課	令和5年1月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年8月28日から 令和5年9月15日まで
生活福祉部 人権啓発課	令和5年1月1日から 令和5年7月31日まで	令和5年8月31日から 令和5年9月15日まで
福祉事務所 子育て支援課	令和5年1月1日から 令和5年10月31日まで	令和5年11月20日から 令和5年12月8日まで
産業部 農業水産課	令和5年1月1日から 令和5年10月31日まで	令和5年11月9日から 令和5年11月24日まで
産業部 林業課	令和5年1月1日から 令和5年11月30日まで	令和5年12月7日から 令和5年12月25日まで
建設部 上下水道課	令和5年1月1日から 令和5年11月30日まで	令和5年12月15日から 令和6年1月11日まで
医療介護部 野村病院事務局	令和5年1月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月11日から 令和5年11月2日まで

対象課	対象期間	実施期間
消防本部 消防総務課、防災課	令和5年1月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月20日から 令和5年11月8日まで
城川支所 地域生活課	令和5年1月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月27日から 令和5年10月18日まで
城川支所 産業建設課	令和5年1月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月28日から 令和5年10月18日まで
三瓶支所 地域生活課	令和5年1月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月30日から 令和5年11月16日まで
三瓶支所 産業建設課	令和5年1月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月30日から 令和5年11月16日まで
教育部 教育総務課	令和5年1月1日から 令和5年10月31日まで	令和5年11月28日から 令和5年12月14日まで
教育部 学校教育課	令和5年1月1日から 令和5年8月31日まで	令和5年9月7日から 令和5年9月26日まで
議会事務局	令和5年1月1日から 令和5年11月30日まで	令和5年12月26日から 令和6年1月11日まで

2 監査の範囲と着眼点

(1) 範囲

原則として、監査の範囲は予算執行、事業管理、現金取扱い、歳入収納、備品購入、管理・業務委託、工事、負担金・補助金・交付金、財産管理とした。

(2) 着眼点

主な着眼点は以下のとおりとした。

- 予算執行の権限者及び手続きは適切か。
- 事務処理は法令等に違反していないか。また、各種帳簿、書類は法令等に定められた様式により記帳、整理保存されているか。
- 調定の算定、時期、手続きは適切か。
- 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- 委託の内容、相手方の選定方法は適切か。
- 契約事務における随意契約及び1者見積りの理由は適切か。
- 補助事業等において、運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか。

- 公有財産の貸付けあるいは使用許可を与えている場合の理由、期間、条件、貸付（使用）料等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 監査資料

監査に当たっては、あらかじめ上記2(1)に係る書類（以下「監査対象資料」という。）の提出を求めた。併せて、財務会計システム、文書管理システム等の電子データを活用した。

(2) 事務局員チェック

ア 監査対象資料について、実施計画で定めた上記2(2)の着眼点に基づいてチェックを行い、確認が必要な事項を抽出した。

イ 問題点等について、監査対象課へ照会しその回答等を整理した。

(3) 監査委員監査

ア 事務局員がチェックした結果を踏まえ、問題点等について検討を行った。

イ 詳細確認を必要とした事項については、監査対象課の課長等に説明を求め、事実関係を聴取した。

第2 監査の結果・意見

監査の結果、事務処理において改善を要するものについては、内容に応じて次のとおり区分した。また、全体に共通するものと個別事項に関するものに分けて、現状と監査意見を示した。

「指摘事項」… 事務処理等が不適切で措置（改善）通知を求めるもの。

「注意事項」… 指摘事項には至らないが、早急に事務処理の改善又は見直しが必要と認められるもの。

「要望事項」… 今後、事務処理方法等の検討が必要と認められるもの。

監査委員が監査結果を踏まえて要望を所管部課等に公式に伝えたいもの。

軽微な事項については記載を省略し、その都度、監査対象課に口頭で注意を促した。

なお、本年度は、事務事業の執行管理が経済性、効率性、有効性に則した取組みとなっているか、また、その課題についてどのように取り組んでいるかなどの聞取りを行い、今後の「行政監査の在り方」の参考とした。

1 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（1件） ※報告書に記載した件数
 - ・契約手続きについて指摘したもの（1課1件）
- (2) 注意事項（6件） ※(1)と同じ
 - ・契約手続きについて注意したもの（3課2件）
 - ・入札手続きについて注意したもの（1課1件）
 - ・収入手続きについて注意したもの（1課1件）
 - ・伺書の作成について注意したもの（1課1件）
 - ・工事請負について注意したもの（1課1件）
- (3) 要望事項（1件） ※(1)と同じ
 - ・市内業者の育成について要望したもの（1課1件）

2 監査結果の詳細

(1) 全体に共通するもの

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

指名願いの提出のない業者の選定について

〈現 状〉

物件等の修繕に当たって、競争入札参加資格審査申請（指名願い）が提出されていない業者から見積書を徴取し、随意契約により業務を発注していた。

【該当のあった課】

総務部財政課、三瓶支所産業建設課

〈意 見〉

西予市物品の買入れ等指名競争入札参加者選定基準の第2条に「業務等の指名業者の選定は、競争入札参加資格審査申請に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者のうちから行う」と規定され、第8条において「随意契約による業務等の場合も準用する」とある。見積書の徴取に当たっては、事前に名簿登録の有無を契約監理室に確認した上で業者を選定されたい。

ウ 要望事項

なし

(2) 個別事項に関するもの

総務部 税務課

(監査実施期間：令和5年9月19日～同年10月5日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

予算額を超えた予定価格の設定について

〈現 状〉

地方税電子申告サービスシステム使用料について、指名競争入札に係る予定価格が予算額を超えた金額となっていた。

〈意 見〉

結果として、当該入札は複数の応札がなく執行中止となり問題は生じなかったが、地方自治法第232条の3の規定により、予算額を超える契約はできないため、競争入札における予定価格は予算の範囲内であってはならない。適正な予定価格を設定するためには、取引の実例価格や需給の状況等を考慮した上で、その前提となる予算調製において十分に精査されたい。

ウ 要望事項

なし

総務部 財政課

(監査実施期間：令和5年9月19日～同年10月5日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

土地貸付料の歳入調定の遅延について

〈現 状〉

契約期間が1年以上の長期にわたる市有地貸付料について、調定決議書兼通知書の起票日は4月1日付けで正当な処理となっているが、多くは9月になって財務会計システムで起票し、調定日を4月1日に遡って処理していた。

〈意 見〉

調定は歳入を収入する前提行為として、請求権が発生した時点にお

いて行うことが原則であり、年度ごとに年間を一括して調定する場合は、年度当初に行うべきものとする。監査に先立ち、数多くが調定の期日を遡って処理しており、今後このようなことが起こらないよう、所属長は職員の指導を徹底されたい。

ウ 要望事項
なし

産業部 農業水産課

(監査実施期間：令和5年11月9日～同年11月24日)

ア 指摘事項
なし

イ 注意事項

(7) 伺書に記載の計数誤りについて

〈現 状〉

補助金の交付確定に係る伺書において、根拠となる計算式や数値の誤りが数多く見られた。

〈意 見〉

所属長（決裁者）は伺書の記載内容の確認に当たって細心の注意を払うとともに、不注意による記載（数値）ミス等が生じないように、職員の指導を徹底されたい。

(4) 自然災害により工事目的物が損壊した場合の事後の対応について

〈現 状〉

海岸の養浜工事において、完成引渡し直前に大雨によって土砂流出の損害が生じ、完成検査ができなくなった。この場所は、再三にわたって大雨による被害を受けており、同一工法で現況復旧することよりも、事業の在り方についての抜本的な検討、見直しが必要であるとの認識により、その後、事業の目的が完遂されないままの状態となっている。

〈意 見〉

観光事業との関連も考慮に入れてとのことであるが、関係課と協議の上で早急に解決策を検討されたい。

ウ 要望事項
なし

建設部 上下水道課

(監査実施期間：令和5年12月15日～令和6年1月11日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

なし

ウ 要望事項

水道機器等の修繕に係る市内業者の育成について

〈現 状〉

電気工事と関係する水道機器等の修繕について、業務及び現場状況に精通し、かつ早期に着手できる業者がないという理由で、市内に営業所を置く隣市の業者との特命随意契約（1者を特定し行った随意契約）が多く見られた。

〈意 見〉

災害が発生した場合、他市に依存することは難しく、地元で非常時に対応できる業者を育成する必要がある。今後は地元業者へ働きかけを行い、業務の履行が可能となるよう取り組まれない。

消防本部 防災課

(監査実施期間：令和5年10月20日～同年11月8日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

物品調達に係る見積徴取の相手方の公平性について

〈現 状〉

装備品等の購入に係る随意契約において、西予市契約規則の規定により1者見積りとする場合に、市内に受注可能な業者が数社あるにもかかわらず、たび重なり同一業者が選定され、公平性に欠けていた。

〈意 見〉

西予市中小企業・小規模企業振興基本条例による小規模企業者の受注機会の確保を前提とし、特定の業者に偏ることのないよう透明性・公正性に留意されたい。

ウ 要望事項

なし

教育部 教育総務課

(監査実施期間：令和5年11月28日～同年12月14日)

ア 指摘事項

緊急を要するという理由で契約手続き等を省略したことについて

〈現 状〉

中学校内での漏水調査の随意契約に際して、漏水場所の特定や調査人員、漏水の状況に応じた機材・数量等が積算できないことを理由として、見積書の徴取及び契約書の作成を省略していた。

〈意 見〉

随意契約に当たり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要」を理由としているが、見積書の徴取及び契約書の作成については、西予市契約規則に基づき適切に対応されたい。なお、契約書作成の省略については、前回の監査においても注意事項として挙げており、契約事務の適正化に向けて速やかに改善されたい。

イ 注意事項

なし

ウ 要望事項

なし

(3) その他

令和4年度に続き、業務改善支援のため連年実施した監査対象課については、特段の指摘事項等がなかったことを申し添える。